交　N25—92	24型水素燃料後輪駆動電動アシスト自転車 U200	YOUON　JAPAN株式会社 東京都新宿区西新宿７—４—６
交　N25—93	ヤマハパス X５Y１	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　N25—94	Ｊｅｐ26型電動アシスト自転車 ＪＥ—260ｅ	株式会社クロモ 大阪府大阪市住之江区泉２丁目１番88号
交　N25—95	電動アシスト自転車　ADO E—BIKE AIR ONE U LTRA AIR ONE ULTRA	ADO株式会社 東京都杉並区阿佐ヶ谷北４—28—11 ダイヤマンション101
交　N25—96	ＥＳＣＡＰＥ　Ｒ　Ｅ＋ ＥＳＣ—Ｒ—Ｅ—Ｌ	株式会社ジャイアント 神奈川県川崎市中原区小杉御殿町２—44—３

○国家公安委員会告示第四十一号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の七第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和七年十月三日付けをもって次のとおり普通自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和七年十月二十七日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

型式認定番号	普通自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A25—82	Ａｉｎｏｈｏｔ ａｍｏｒｕ　Ｐ20	株式会社Ｆｕｎｓｅｄｙ 東京都渋谷区千駄ヶ谷２—７—４フロ—リッシュ千駄ヶ谷１Ｆ
交　A25—83	電動アシスト自転車 Ｓ１	株式会社ジャパンストライド 奈良県生駒郡安堵町大字岡崎367番地 10ＬＦ奈良４階Ｎ402
交　A25—84	ＶＥＬＭＯ　16インチ電動アシスト自転車 ＰＩＣＯ	アベントゥーライフ株式会社 東京都荒川区西日暮里６—23—６
交　A25—85	ＥＶＥＲＥＳＴ　ＸＩＮＧ ＣＩＴＹ　＋	株式会社　Ａｃａｌｉｅ 愛知県名古屋市西区樋の口町１—15 ホーワビル２階
交　A25—86	24型水素燃料後輪駆動電動アシスト自転車 U200	YOUON　JAPAN株式会社 東京都新宿区西新宿７—４—６
交　A25—87	ヤマハパス X５Y１	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地

○法務省告示第百二十七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年十月二十七日

法務大臣　平口　洋

大阪法務局所属

熊谷　保
水沼　祐治
橋本　眞一
長谷　透
原島　肇
木村　泰昌
井田　宏
矢本　忠嗣
吉池　浩嗣
岡　俊介
北　英知
岩倉　広修
森岡　孝介
浅見健次郎
髙橋　善久
廣上　克洋
金木　秀文
數原　裕一
恒川由理子
北　佳子
織田　武士
冨田　一彦
鈴木陽一郎
西井　和徒
田中　宏明
大野　直樹
西田　隆裕
松井千鶴子
永幡無二雄
花﨑　政之
内田　耕平

同　同

○農林水産省告示第千五百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　茨城県日立市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び日立市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県由利本荘市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　山形県酒田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山形県庁及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百五十九号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、東京手彫り印章を同条第一項の伝統的工芸品として指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和七年十月二十七日

経済産業大臣　赤澤　亮正